

公益財団法人名古屋産業振興公社文書等の公開に関する事務取扱要領

1 目的

この要領は、公益財団法人名古屋産業振興公社情報公開規程に定める文書等の公開に関する事務取扱について、必要な事項を定める。

2 公開申出の窓口

文書等の公開申出の受付は、公益財団法人名古屋産業振興公社総務部総務課において統一的、一元的に行う。

3 費用の徴収

(1) 文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者が負担し、写しを交付する前に写しの作成に要する費用を徴収するものとする。

(2) 徴収額

ア 文書、図画（フィルムを除く。）、マイクロフィルム及び電磁的記録（印刷物として出力されたものの写しを交付する場合に限る。）の場合

（ア）単色（黒）刷り A 3 判までの大きさの写し 1 面につき 1 0 円とする。

（イ）カラー刷り A 3 判までの大きさの写し 1 面につき 5 0 円とする。

（ウ）（ア）及び（イ）以外の場合は、1 面につき写しの作成に要する価格とする。

1 0 円未満の端数がある場合は、1 0 円に切り上げた金額とする。

イ 電磁的記録（印刷物として出力されたものの写しを交付する場合を除く。）の場合

（ア）録音カセットテープ（記録時間 1 2 0 分のものに限る。）

1 巻につき、1 0 0 円とする。

（イ）ビデオカセットテープ（VHS 方式の記録時間 1 2 0 分のものに限る。）

1 巻につき、1 5 0 円とする。

（ウ）フロッピーディスク（2HD のものに限る。）

1 枚につき、3 0 円とする。

（エ）CD-R（記憶容量 7 0 0 メガバイトのものに限る。）

1 枚につき、5 0 円とする。

（オ）DVD-R（記憶容量 4. 7 ギガバイトのものに限る。）

1 枚につき、1 0 0 円とする。

附 則

この要領は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。